

風連町・名寄市合併協議会委員の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、風連町・名寄市合併協議会規約(以下「規約」という。)第17条第2項の規定に基づき、風連町・名寄市合併協議会(以下「協議会」という。)の委員の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 規約第5条第1項に定める委員及び監査委員(以下「委員等」という。)が、会議等に出席したときの報酬は、日額2,600円とする。ただし、市町の長、助役、その他常勤の職員並びに北海道職員から選任された委員については、これを支給しない。

(費用弁償)

第3条 協議会の委員等が、職務のために旅行したときは、会長が属する市町の例により職員の旅費に関する条例に定める相当額を支給するものとする。

(支給方法)

第4条 報酬及び費用弁償の支給方法については、会長の属する市町の例による。

附 則

この規程は、平成16年 3月30日から施行する。